

免税販売手続が電子化されます

輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対し免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、その消費税を免除する制度です。

平成 30 年度税制改正により、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が電子化されることとなりました。

この改正は、**輸出物品販売場を経営する全ての事業者の方が対応する必要があります。**

※ 平成 31 年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

施行時期

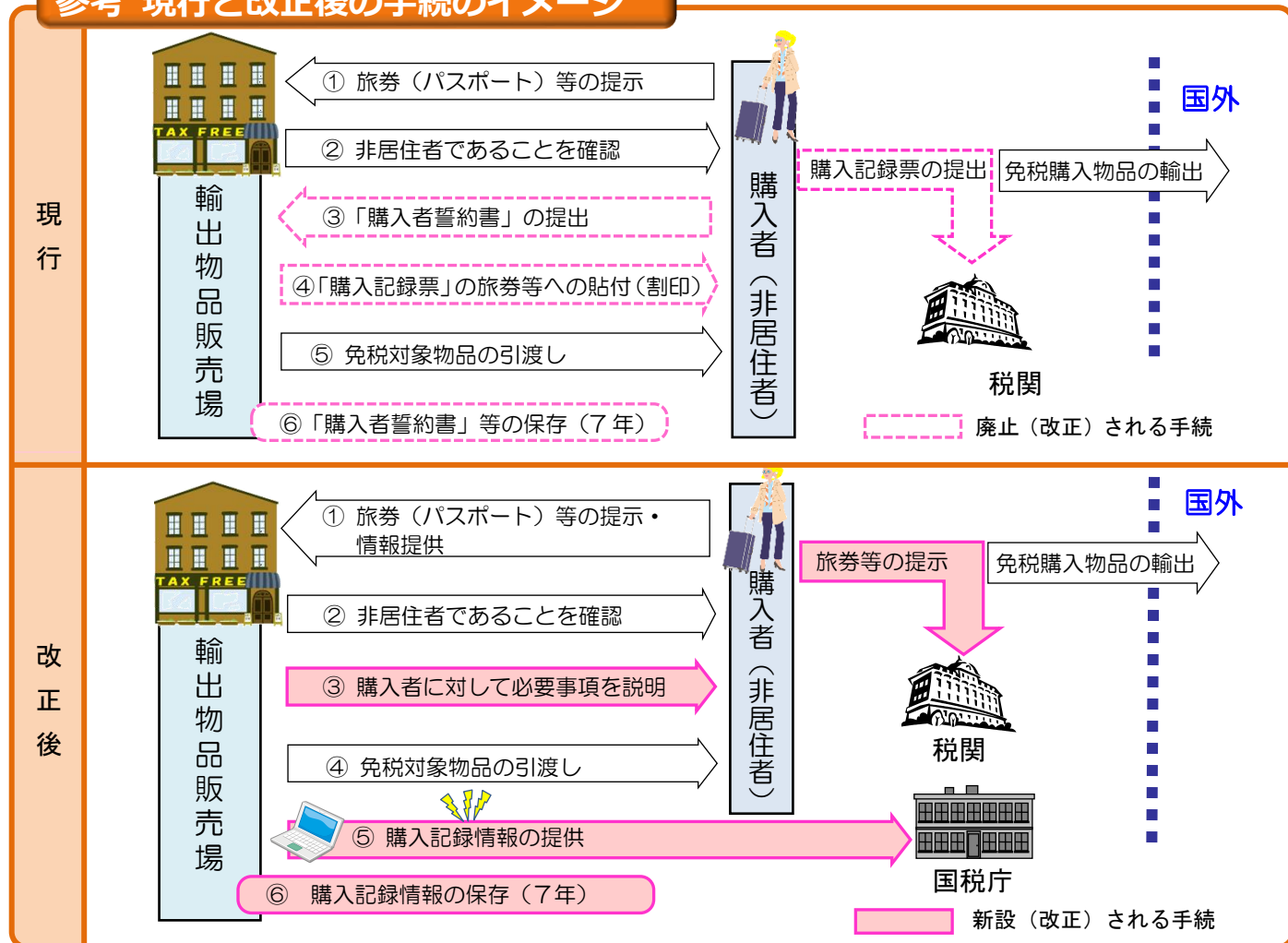
平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後行う免税販売から適用

※ 平成 33 年（2021 年）9 月 30 日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされています。同日までに免税販売手続の電子化に対応しなかった場合、平成 33 年（2021 年）10 月 1 日以後は免税販売を行うことはできません。

1 免税販売手続の電子化の概要

免税販売手続について、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した電磁的記録（データ）を、電子情報処理組織を使用して（インターネット回線等を通じて電子的に）、遅滞なく国税庁長官へ提供することとされました。

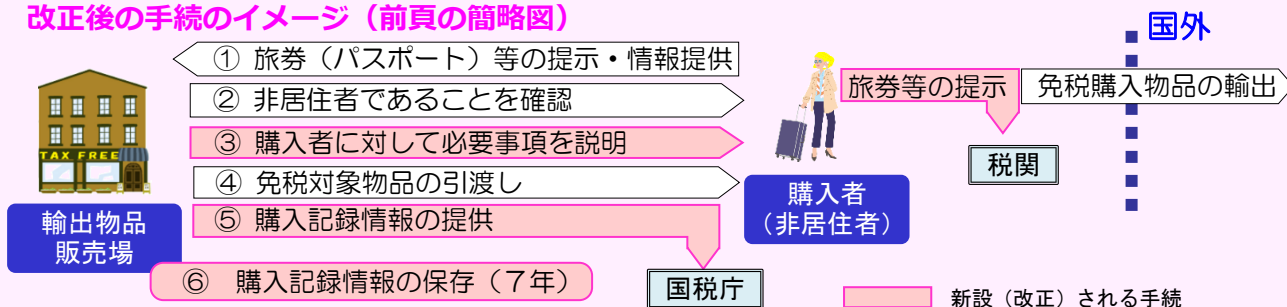
参考 現行と改正後の手続のイメージ



2 免税販売手続

平成32年(2020年)4月1日以後、輸出物品販売場において、免税対象物品を免税販売するための手続は、以下のとおりとなります。なお、平成33年(2021年)9月30日までは、経過措置として、従来の書面による免税販売手続ができることとされています。経過措置の詳細については、「5 経過措置」をご確認ください。

○ 改正後の手続のイメージ(前頁の簡略図)



① 旅券(パスポート)等の情報提供等

改正後の免税販売手続は、まず、①購入者(非居住者)から旅券(パスポート)等の提示を受け、②その旅券等に記載された情報の提供を受けることとされています。提供を受ける情報については、以下のとおりです。

旅券等の情報

- a 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
b 旅券等の種類及び番号^(注)

ポイント これまで購入記録票等を作成するために取得していた旅券等の情報と原則として同様です。

(注) これまで旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、「購入記録票」、「購入者誓約書」に記載する旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書又はその旅券のいずれかの番号とされていましたが、平成32年(2020年)4月1日以後、旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、旅券の番号とされましたのでご注意ください。

② 購入者に対する説明義務

輸出物品販売場において、免税販売を行う際、購入者に対し、以下の事項(説明事項)を説明しなければならないこととされました。

なお、説明方法は、免税販売の際に購入者に対して説明事項を口頭で説明する方法のほか、例えば、

- ① 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法、
② 店舗内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法
があります。この①、②のような方法により説明する場合は、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、内容の確認を促すことが必要となります。

説明事項

- a 免税購入した物品が輸出するために購入されるものである旨
b 本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長^(注)に所持する旅券等を提示しなければならない旨
(注) 居住者となる場合には、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長
c 免税購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された消費税額(地方消費税額を含む。)に相当する額を徴収される旨

③ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報(購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及びその購入の事実を記録した電磁的記録)を、免税販売の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないこととされました。購入記録情報に記録する具体的な事項は、以下のとおりです。

なお、購入記録情報を提供するには、あらかじめ納税地を所轄する税務署長に対して、その提供方法を届け出る必要があります。届出に関しては、「3 購入記録情報の提供に関する届出」をご確認ください。

購入記録情報

- a 購入者から提供を受けた旅券等の情報
b 輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称、納税地
c 輸出物品販売場の名称、所在地、税務署長から通知を受けた識別符号
d 免税対象物品の譲渡の年月日
e 免税対象物品の品名、品名ごとの数量・価額・一般物品又は消耗品の別、免税対象物品の価額の合計額
f 購入者が購入した免税対象物品を、その場で運送業者(代理人を含みます。)に引き渡す方法によりその物品を海外へ直送する場合は、その運送業者の氏名又は名称
g 一の特定商業施設内の複数の手続委託型輸出物品販売場(その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。)において、同一の日に同一の購入者に対して譲渡する一般物品の販売価額(税抜)の合計額と消耗品の販売価額(税抜)の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額(税抜)を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額を判定した場合には、その旨
h 免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨

ポイント 輸出物品販売場の識別符号や軽減対象である旨を除き、これまで作成していた購入記録票等に記載する事項と原則として同様です。

2 免税販売手続（つづき）

④ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を営む事業者は、提供した購入記録情報（承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を含みます。承認送信事業者に関しては、「4 承認送信事業者について」をご確認ください。）を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています。

この購入記録情報は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとされています。

なお、購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を保存する方法によることもできます。この場合には、輸出物品販売場を営む事業者は、その書面を、上記と同様の場所に同様の期間、整理して保存することとされています。

3 購入記録情報の提供に関する届出

輸出物品販売場を営む事業者は、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に届出書を提出しなければならないこととされています。

この届出書は、**平成31年（2019年）10月1日から**提出することができます。

届出書の提出後、税務署から輸出物品販売場を営む事業者に対して、輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。

（注） 輸出物品販売場ごとの識別符号は、国税庁長官に提供する購入記録情報の事項の一つとなります。

4 承認送信事業者について

① 承認送信事業者とは

承認送信事業者とは、以下の承認要件を全て満たす事業者（課税事業者に限ります。）で、購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、承認を受けた者をいい、以下の購入記録情報を提供するための要件（提供要件）を全て満たすときは、契約を締結した輸出物品販売場を営む事業者のためにその事業者が行うべき購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出物品販売場ごとに行うことができます。

なお、承認申請書は、**平成31年（2019年）10月1日から**提出することができます。

申請を承認した場合は、税務署長から申請のあった事業者に対し、承認に係る通知に併せて、承認送信事業者としての識別符号が通知されます。承認送信事業者が、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供する場合には、購入記録情報に加え、この識別符号を併せて提供しなければならないこととされています。

承認要件

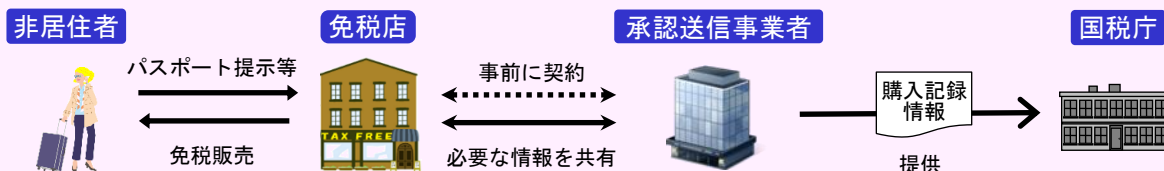
- a 現に国税の滞納（その徴収が著しく困難であるものに限り、）がないこと
- b 購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること
- c 輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと

提供要件

- a 輸出物品販売場を営む事業者^{（注）}と承認送信事業者との間において、承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること
- b 承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、契約に係る輸出物品販売場を営む事業者^{（注）}との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること

（注） 手続委託型輸出物品販売場については、その販売場に係る承認免税手続事業者でも認められます。

（参考）承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ



② 承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存等

承認送信事業者は、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、その提供した購入記録情報又はその情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り、）を、その輸出物品販売場を営む事業者に対して提供、又は交付しなければならないこととされています。

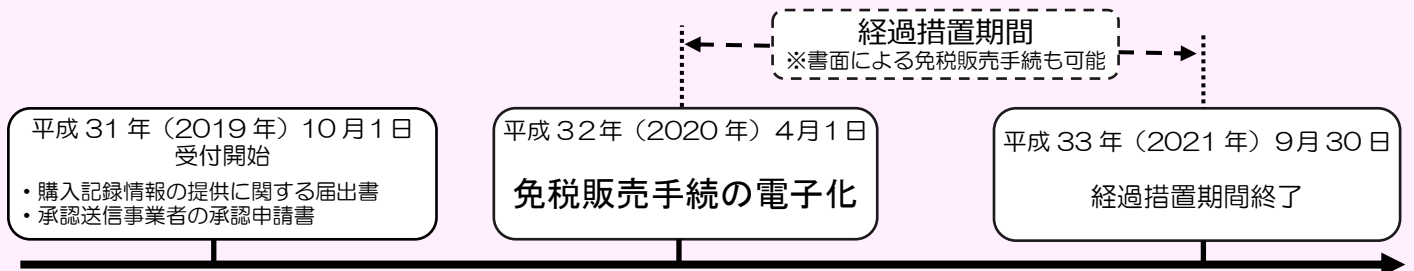
また、承認送信事業者は、輸出物品販売場ごとに、提供した購入記録情報を整理し、購入記録情報の提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならないこととされています。

これらの購入記録情報の保存方法は、「2 免税販売手続 ④ 購入記録情報の保存」と同様です。

5 経過措置

平成32年(2020年)4月1日から免税販売手続が電子化されますが、平成33年(2021年)9月30日までの間は、経過措置として、従来の書面による免税販売手続(「参考 現行と改正後の手続のイメージ」の現行欄の手続)ができることとされています。

○ 届出書・申請書のスケジュール



6 免税販売手続の電子化に関するQ&A

Q1 購入記録情報を提供するためには、どのような準備が必要ですか？

購入記録情報を提供するための手続として、納税地の所轄税務署長に届出書の提出が必要となります(「3 購入記録情報の提供に関する届出」をご確認ください)。

購入記録情報には、購入者から提供を受けた旅券等の情報が含まれますので、この情報を記録するための機器をご用意いただく必要があります。この情報を効率的に記録するため、必要に応じてパスポートリーダーなどを準備していただくことも一案です。

また、購入記録情報は、事業者の方が使用するパソコンやPOSレジ、サーバーやシステムなどから国税庁の受信システムへ電気通信回線(インターネット回線等)を通じて提供することを前提としていますので、インターネット回線等に接続可能な環境が必要となります。

その他、購入記録情報のフォーマット等の仕様など、詳細については、今後、国税庁ホームページにて公表します。

Q2 電気通信回線の故障で購入記録情報を提供できない場合は？

「災害その他やむを得ない事情」により購入記録情報を国税庁長官に提供することができなかった場合には、その災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないこととされています。

Q3 新たに輸出物品販売場を開設する場合の手続に変更はありますか？

平成32年(2020年)4月1日以後においても、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、その事業者の納税地の所轄税務署長に対して、「輸出物品販売場許可申請書」を提出していただく必要があることに変更はありませんが、電子情報処理組織により購入記録情報を提供する場合は、購入記録情報の提供に関する届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出していただく必要があります。

参考 購入下限額の合算判定について(平成30年度税制改正)

一般物品と消耗品の販売価額がそれぞれ5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができることとされました。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

※ この改正は、平成30年7月1日以後行う免税販売から適用されます。



《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

輸出物品販売場制度の免税販売手続の電子化について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」(www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm)をご確認ください。

《観光庁の消費税免税店サイト》

観光庁では、免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「消費税免税店サイト」を開設するとともに、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの運用を行っています。以下から、免税店事業者用引きや外国人旅行者向け説明用シート、シンボルマークの申請・使用に関する詳細等をご覧ください。

URL:<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

